

## 仮想通貨に係る税

現在はビットコインを含む仮想通貨を購入する際に 8%の消費税がかかっていますが、平成 29 年度税制改正により、同年 7 月 1 日以降仮想通貨の譲渡に係る消費税は非課税となることが決定しました。法的な規定が曖昧だった仮想通貨ですが、平成 28 年 5 月 25 日に成立した改正資金決済法において「支払手段」と定義づけられたため、今後は「通貨」と同じ位置付けとなります。

通貨と仮想通貨の違い		
通貨（円）	仮想通貨	
国、日本銀行	管理者	なし
主に日本国内	使える場所	世界中の取扱店舗
海外送金の場合は数千円	送金手数料	一律数円
銀行口座や財布	保管方法	取引所口座や電子財布
課税されない	購入時の消費税	平成 29 年 7 月以降 課税されない
銀行口座に預けておけば 金利がつく	その他	価格の変動が大きく、 投機の対象になりやすい

### 「仮想通貨」とは？

特定の国家による価値の保証がない通貨を言います。インターネットを通じて不特定多数の間で物品やサービスの対価として使用でき、専門の取引所などで円やドル・ユーロなどの通貨と交換できます。中央銀行や金融機関を経由せずにやりとりができるため、海外などへの送金や決済時の手数料が安く、送金・決済時間を短縮できる利点があります。利用者の信用によって価値が保証されているので、取引価格は需要と供給のバランスによって各取引所で決定します。値動きが激しいので、株式などの金融商品と同様に投資目的で利用している人が多いようです。

### 仮想通貨の所得税上の扱い

ビットコインを含む仮想通貨は、改正資金決済法で支払手段の一つと定義されましたが、法定通貨ではありません。現行法では資産として扱われ、仮想通貨の売買によって利益が生じた場合は、所得税の課税対象になりますが、詳細な取扱いについては明確にされていません。

### 「仮想通貨」と「電子マネー」の大きく異なる点

電子マネーは事前に現金をチャージしたのですが、その交換については一方通行です。そのため「お金」を「電子マネーにチャージ」することはできても、「電子マネー」を「現金」に換える手段はほぼありません。一方、仮想通貨は「換金」により元のお金に戻すことが可能です。仮想通貨を所有している人の好きなタイミングで、その時々の為替レートにより「他の通貨」に交換することも可能です。

また、買い物で貰えるポイントやマイル、ネットゲームのコインなど、特定の範囲内でしか流通しないものは「仮想通貨」に含めないとされています。

## 民法 120 年ぶりの大改正

民法の改正法案が平成 29 年 5 月 26 日参院本会議で可決、成立しました。周知期間を経て施行されるのはおおよそ 3 年後となります。債権の分野については 1896 年（明治 29 年）に制定後、実質的な改正はほとんど行われず、裁判の判例等に基づいて実務運用されてきました。そこで今回の改正は、条文からでは読み取れない「実務ルール」を明文化し、一般国民にも分かりやすいものになっています。

主な改正内容として次のものが挙げられます。

	現在	改正要綱
敷金・原状回復	規定なし	契約終了後、敷金は原則借主に返金 借主は通常損耗、経年劣化の場合の原状回復義務なし
法定利率	年 5% の固定金利	年 3% で 3 年毎の変動制
個人根保証 (賃貸借契約)	賃料債務は極度額(保証の 限度額)設定の対象外	極度額を書面により定めなければ契約が無効となる
個人保証	規定なし	公正証書による保証意思確認が必要
債権の 消滅時効期間	飲食費・宿泊代金 1 年 弁護士報酬 2 年 診療費 3 年など	原則 5 年
約款	規定なし	消費者の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意しなかったものとする

## 積立 NISA

平成 30 年 1 月から積立 NISA 制度が始まります。積立 NISA は年間 40 万円を上限として行う積立投資の配当及び譲渡所得を 20 年間非課税とする制度で、現行の NISA に比べて非課税期間が 4 倍、年間非課税投資額が 3 分の 1 となります。

現行の NISA との併用はできず、対象となるのはリスクの少ない投資信託のみとなりますが、投資総額は現行の NISA が最大 600 万円に対して積立 NISA は最大 800 万円となり高い節税効果が見込まれます。少額でコツコツ長期投資したい方には積立 NISA がおすすめです。